

「飛び緑地」に係る特区要望等一覧

【第6次提案(2004年10月)】

兵庫県 「飛び緑地」

- ・各工場の敷地面積の取り方について、一区画内の土地に加え、飛び緑地についても工場敷地面積に算入できるとしたい。
- ・遊休地等を隔てた「飛び緑地」についても、地域の環境に寄与するものについては、工業集合地特例の対象となる緑地としたい。
- ・生産設備に見合う緑地の確保は、工場が立地されている市町村等の自治体の範囲内等において当該事業敷地に限らず、広域的に確保すればよいものとしてほしい。

石油化学工業協会 「飛び緑地」

- ・生産設備に見合う緑地の確保は、工場が立地されている市町村等の自治体の範囲内等において当該事業敷地に限らず、広域的に確保すればよいものとしてほしい。

【第7次提案(2005年6月)】

岡山県、倉敷市他 「工業集合地内における単体工場の飛び緑地」

- ・コンビナート地域を一つの工場敷地と想定し、離れている他社の敷地を借用し緑地を整備することで、自社工場の緑地とできることとしたい。

【第9次提案(2006年6月)】

兵庫県 「飛び緑地」

- ・各工場の敷地面積の取り方について、一区画内の土地に加え、「飛び緑地」についても工場敷地面積に算入できるとしたい。

【第10次提案(2006年10月)】

兵庫県 「飛び緑地」

- ・各工場の敷地面積の取り方について、一区画内の土地に加え、「飛び緑地」についても工場敷地面積に算入できるとしたい。

「飛び緑地」に係る特区要望等一覧

【規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)】

. 重点計画事項

13. 地域産業振興・国と地方

(2) 企業立地の促進について

工場立地の規制等について

ウ. 工場立地の規制について 平成19年度検討、早期に結論

今般成立した「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の施行状況の評価を行うとともに、産業立地政策全体の中で、適宜、工場立地法における生産施設面積率基準、緑地の定義の範囲等について、制度改善の検討を行い、早期に結論を得ることを目指す。

【大阪湾ベイエリアの活性化策に関する提言(2007年7月・関西経済連合会)】

施策提言4. 周辺地域と連携協調したベイエリアの自然環境の保全

2) 周辺地域の緑化への協力による、企業に対する緑化基準の緩和

企業が、自社の敷地外の公共緑地等での緑化に協力する場合、地方自治体は工場立地法に基づく敷地内緑化義務を緩和することを可能にするものとする。